

由布市農畜産業再生産緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症の影響による生産資材の急激な価格高騰の影響を緩和するため、地域農業を支える認定農業者などの農畜産業者の皆さまへ、令和3年度分の生産資材購入に要した経費を補助します。

補助要件

- 由布市に住民登録がある農畜産業の事業主（法人にあっては、本店又は主たる事務所を市内に有するもの）であって、国及び市の事業復活支援金の給付を受けていない者のうち、以下の各対策ごとの採択基準を満たす者
- 暴力団関係事業者に該当しない者

各対策ごとの対象者、採択基準、補助対象経費及び補助金額

1. 認定農業者などに向けた対策

補助対象者	採択基準	補助対象経費、補助金額
認定農業者	令和3年時点で認定を受けていること	[経費] 令和3年に購入した生産資材費
認定新規就農者	令和3年時点で認定を受けており、かつ令和3年度に市の新規就農者負担軽減対策事業費補助金を受けていないこと	[補助金額] 1/10以内(補助上限額は15万円)

2. その他農業者に向けた対策

補助対象者	採択基準	補助対象経費、補助金額
主食用水稲栽培農家	令和3年産主食用水稲の作付面積が50a以上あること	[経費] 作付面積に要する生産資材費 (自家消費分10a分を除きます) [補助金額] 定額(補助上限額は10a当たり1,500円とし、面積上限は個人で2ha、法人で4ha)
園芸品目栽培農家	令和3年産園芸品目作付面積が、露地で50a以上または施設で10a以上あること(ただし、露地と施設の複合品目を栽培している場合は、作付面積の合計が50a以上あればよい)	[経費] 令和3年に購入した生産資材費 [補助金額] 1/10以内(補助上限額は10万円)
増頭した畜産農家	令和3年度時点で配合飼料価格安定制度に加入しており、かつ令和3年度に牛の増頭を行っていること	[経費] 令和3年度増頭数あたり生産資材費 [補助金額] 定額 (補助上限額は1頭あたり8,000円)
配合飼料価格安定制度未加入の畜産農家	配合飼料価格安定制度の新規加入者であること	[経費] 配合飼料価格安定制度加入に要する経費(補助上限額は600円)

※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。また、市役所農政課(庄内)、挟間及び湯布院振興局の地域整備課でもお渡しできます。

トップページ>事業者の皆さまへ>農政・農林・農業委員会>由布市農畜産業再生産緊急対策事業

申請期限

令和5年2月28日(火) ※ご持参もしくは郵送にてご提出ください
〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地 由布市役所農政課(新館2階)

お問合せ

由布市農政課(庄内庁舎新館2階) ☎ 097-582-1293



▲由布市公式
ホームページ